

グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針の改定案に 対する意見募集（パブリックコメント）について

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（以下「グリーン購入法」という。）に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の改定案について、広く国民の皆様からの御意見をお聴きするため、令和5年11月2日（木）から12月1日（金）までの間、パブリックコメントを実施します。

1 経緯

国等の機関においては、グリーン購入法に基づき、平成13年4月より毎年度、閣議決定された基本方針に即して「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を定め、環境物品等の調達を推進しています。

基本方針で定められる特定調達品目（国等の各機関が重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類）及びその判断の基準等については、物品等の開発・普及の状況、科学的知見の充実等に応じて適宜見直しを行っていくこととしています。

本年度につきましても、この見直しを行う際の参考とするため、提案募集を実施するとともに学識経験者等によって構成される特定調達品目検討会を設置し検討を行い、改定案を作成しました。

ついては、最終的な取りまとめの参考とするため、本案について国民の皆様から広く御意見を募集いたします。

2 意見募集対象

（別添）環境物品等の調達の推進に関する基本方針（改定案）のうち、見直しを行おうとする部分

3 意見募集要領

(1) 意見募集期間

令和5年11月2日（木）から令和5年12月1日（金）

(2) 意見提出方法

次の①又は②のいずれかの方法で提出してください。

①電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」の「意見提出フォーム」から提出してください。

「e-Gov」 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>

②電子メールの場合

下記「意見提出用紙の様式」に従い、必ずメール本文にテキスト形式で記載してください。（添付ファイルによる提出はお受けできません。）

電子メールアドレス：GPL@env.go.jp

(注意事項)

- ・必ず「意見募集要領」に基づき御意見を提出してください。「意見募集要領」に沿って提出されていない場合は、無効とさせていただきます。
- ・直接持参又は電話での御意見の提出はお受けできません。
- ・御意見は、日本語で御提出ください。
- ・御意見の該当箇所が分かるよう、改定案のページ数、行数などを明記してください。
- ・御意見の内容は、2,000字以内で簡潔に記載願います。
- ・御意見に対する個別の回答はいたしかねますので御了承願います。
- ・いただいた御意見については、住所、名前、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを除き、公開される可能性がありますので、御了承ください。

4 資料の入手方法

資料は、以下により入手可能です。

- (1) 電子政府の総合窓口 (<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>)
- (2) 環境省ホームページ (<https://www.env.go.jp/info/iken/index.html>)
- (3) 環境省大臣官房環境経済課において配布

(東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館25階)

※入館の手続きが必要であるため、前日までに電話等での御連絡をお願いします。

*今年度の特定調達品目検討会における検討状況については、環境省ホームページの以下のサイトを御参照ください。

https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kentoukai_r5.html

なお、印刷用紙の判断の基準等に係る検討については、今年度、印刷用紙専門委員会を設置して進めてまいりました。特定調達品目検討会の資料に印刷用紙専門委員会のとりまとめ資料が含まれていますので併せて御参照ください。

<https://www.env.go.jp/content/000167923.pdf>

[意見提出用紙の様式]

【件名】グリーン購入法基本方針に係るパブリックコメント

※必ず上記の件名でお送りください。

[宛先] 環境省 大臣官房 環境経済課 製品対策・グリーン契約推進係

[御氏名（及び会社名／部署名）]

[郵便番号・住所]

[電話番号]

[御意見]

＜該当箇所＞（改定案のページ数・行数を明記してください。）

＜意見内容＞（2,000字以内で記載）

5 留意事項

以下に該当する場合は、いただいた御意見の内容によっては受付の対象外とさせていただきますので、あらかじめ御了承ください。

- ・本要領に即して記入されていない場合
- ・御意見の内容が「グリーン購入法に基づく環境物品等の調達に関する基本方針の改定案」と無関係な場合
- ・個人・法人・事業等の権利利益を害するおそれがある場合
- ・個人・法人・事業等の誹謗中傷に該当する場合
- ・事業・ホームページ・思想等の宣伝・広告に該当する場合